

議案第3号

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ）」を「公立大学法人大阪市立大学及び地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「本市が設立した地方独立行政法人」という）」に改める。

第7条第2号中「及び」を「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び」に改める。

第34条第1項中「設立した地方独立行政法人等」を「設立団体（地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体をいう。）である地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社」に改める。

附則に次の4項を加える。

（地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に係る経過措置）

14 市長が保有する公文書であつて、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ文書、図画及び電磁的記録について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日前にこの条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1項中「並びに大阪市住宅供給公社」とあるのは「、大阪市住宅供給公社並びに地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所」と、同条第2項中「及び大阪市住宅供給公社」とあるのは「、大阪市住宅供給公社及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所」とする。

15 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が行い又は地方独立

行政法人大阪健康安全基盤研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に係る経過措置)

16 地方独立行政法人大阪市立工業研究所が保有する公文書であつて、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ文書、図画及び電磁的記録について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日前にこの条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1項中「並びに大阪市住宅供給公社」とあるのは「、大阪市住宅供給公社並びに地方独立行政法人大阪産業技術研究所」と、同条第2項中「及び大阪市住宅供給公社」とあるのは「、大阪市住宅供給公社及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所」とする。

17 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪産業技術研究所が行い又は地方独立行政法人大阪産業技術研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市及び大阪府が設立団体である地方独立行政法人の設立に伴い、実施機関等の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市情報公開条例 (抄)

(定 義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長、**公立大学法人大阪市立大学及び地方独立行政法人大阪市民病院機構**（以下「本市が設立した地方独立行政法人（地方独立）」という。

行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに大阪市住宅供給公社をいう。

2 省 略

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 省 略

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（**地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。**以下同じ。）及び大阪市住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) - (7) 省 略

(出資等法人の情報公開)

第34条 実施機関（大阪市住宅供給公社を除く。）は、本市又は本市が設立した地方独立行政法人（以下「本市等」という。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は職員の出遣等を行っている法人（本市が設立した地方独立行政法人等**設立団体（地方独立行政法人法第6条第3項に規定する**を除く。）であって、市長**設立団体をいう。）**である地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社が定めるもの（以下「出資等法人」という。）の保有する情報を積極的に収集し、公開してい

くよう努めるとともに、出資等法人が情報公開を推進するよう必要な指導等の実施に努めなければならない。

2 省 略

附 則

1 - 13 省 略

(地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に係る経過措置)

14 市長が保有する公文書であって、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ文書、図画及び電磁的記録について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日前にこの条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1項中「並びに大阪市住宅供給公社」とあるのは「、大阪市住宅供給公社並びに地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所」と、同条第2項中「及び大阪市住宅供給公社」とあるのは「、大阪市住宅供給公社及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所」とする。

15 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が行い又は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に係る経過措置)

16 地方独立行政法人大阪市立工業研究所が保有する公文書であって、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ文書、図画及び電磁的記録について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日前にこの条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1項中「並びに大阪市住宅供給公社」とあるのは「、大阪市住宅供給公社並びに地方独立行政法人大阪産業技術研究所」と、同条第2項中「及び大阪市住宅供給公社」とあるのは「、大阪市住宅供給公社及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所」とする。

17 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪産業技術研究所が行い又は地方独立行政法人大阪産業技術研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。